

## ●東日本大震災で住宅を被災した皆さんへ

# 住宅復旧に必要な資金の一部を補助します

東日本大震災により、被災した住宅の復旧に必要な資金の一部を補助します。

被災者が、早期に生活を再建できるようにするための制度ですので、ご利用ください。

工事開始日を平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって申請可能です。2 月 20 日から相談窓口を開設します。

## ●災害復興住宅融資利子補給制度

【対象者】

①東日本大震災により、自ら居住していた住宅に被害を受けた人とその家族 ※り災証明書（写）が必要

②東日本大震災により、被災し自ら居住するための住宅の購入や増改築など

宅の建築・購入など金融機関などから借り入れをした人

■問い合わせ・申込先 本庁建築住宅課住宅係（内線 541）、各総合支所地域整備課

区分	対象	補助割合	申請期間
新築	民間金融機関から借り入れて新築する人（住宅金融支援機構は除く）	補助対象上限額：1,460万円 補助額：借入利息の2%	平成23年度～28年度
補修	住宅金融支援機構又は民間金融機関から借り入れて、改修又は増改築する人	補助対象上限額：640万円 補助額：借入利息の1%	平成23年度～25年度
既往住宅の債務	被災した住宅の住宅ローンが残っており、新たに新築、改修又は増改築する人	被災した住宅債務の5年間分の利子相当額を一括補助	平成23年度～28年度

## ●生活再建住宅支援事業

【対象者】

東日本大震災により、自ら居住していた住宅に被害を受けた人とその家族 ※り災証明書（写）が必要

【申請期間】

平成 23 年度～ 25 年度

【支援内容】

▶被災住宅の補修補助

・対象工事…生活再建支援制度や応急修理制度の適用を受けない一部損壊・半壊の被災した住宅の補修

・補助額…工事費の 2 分の 1 以内（上限 30 万円）

※ 1 件 10 万円以上の工事が対象

○被災住宅の改修（機能向上）補助

▶耐震改修

・対象工事…耐震基準を満たさない住宅を基準に適合

させるための改修工事

・補助額…工事費の 2 分の 1 以内（上限 30 万円）

▶バリアフリー改修

・対象工事…①手すりの設置②床段差の解消③滑り防止のための床材変更④引き戸などのへ交換⑤洋式便所への取り換え⑥上記①～⑤の改修工事に附帯する工事

・補助額…工事費の 2 分の 1 以内（上限 60 万円）

▶県産材活用改修

・対象工事…県産材を 0.5 立方メートル以上使用する改修（県産材として証明または市長が認めたもの）

・補助額…工事費の 2 分の 1 以内（上限 20 万円）

■問い合わせ・申込先 本庁建築住宅課住宅係（内線 543）、各総合支所地域整備課

## ●被災宅地復旧支援事業

【対象者】

東日本大震災により、被災した宅地を所有する人とその家族。借家などの場合は所有者の同意が必要

【申請期間】

平成 23 年度～ 25 年度

【支援内容】

・次の被災宅地の復旧工事（営利目的の事業用の土地

は除く）①法面の保護②排水施設の設置③地盤の補強・整地④擁壁の設置・補強⑤地盤調査と設計調査費⑥その他被災宅地の安全性回復に必要な復旧

・補助額…工事費の 2 分の 1 以内（上限 200 万円）

※ 1 件 20 万円以上の工事が対象

■問い合わせ・申込先 本庁都市計画課市街地整備係（内線 525・527）、各総合支所地域整備課

## ●一般事務、保育士、看護師など

# 平成 24 年度の期限付き臨時職員を募集

市は、平成 24 年度の期限付き臨時職員を次のとおり募集します。

## ●一般事務補助

■応募資格 パソコンの基本操作（ワード、エクセルなど）のできる人

■勤務条件 ▶勤務場所…本庁・各総合支所 ▶賃金…日額 6,450 円～7,050 円 ▶勤務時間…月曜日から金曜日までの午前 8 時半～午後 5 時 15 分

■任用期間 4 月以降で 6 カ月以内（更新する場合あり）

■採用方法 名簿登載方式により随時選考（採用を保証するものではありません）。履歴書は 24 年度中の採用にのみ使用

■申込期限 2 月 27 日（この日以降も随時受け付けします。この場合 4 月採用の対象とならないことがあります）

■問い合わせ・申込先 本庁総務課職員係（〒023-8501 ※住所記載不要、内線 438）、各総合支所総務企画課

午後 5 時 15 分のうち週 38 時間 45 分

※詳細な勤務内容は、各保育所によって異なります

【以下保育所関係共通事項】

■勤務場所 市立保育所・子育て支援センター（稲瀬・前沢・衣川）

■任用期間 4 月～9 月（更新する場合あり）

■募集人員 若干名

■採用方法 書類選考と面接

■申込期間 2 月 9 日（この日以降も随時受け付けします。この場合 4 月採用の対象とならないことがあります）

■問い合わせ・申込先 本庁子ども・家庭課保育係（内線 236）、各総合支所保育所担当課

## ●市子育て総合支援センター

■応募資格 保育士資格を有し、保育士の登録を受けている人

■勤務条件 ▶勤務場所…市子育て総合支援センター（水沢区字田小路）▶賃金…日額 7,050 円～7,650 円 ▶勤務時間…月曜日から金曜日までの午前 8 時半～午後 5 時 15 分

■勤務内容 市子育て総合支援センター内のこっころ広場の運営、来所や電話などによる子育て相談など

■任用期間 4 月～9 月（更新する場合あり）

■募集人員 2 人

■採用方法 書類選考と面接

■申込期間 2 月 9 日（この日以降も随時受け付けします。この場合 4 月採用の対象とならないことがあります）

■問い合わせ・申込先 市子育て総合支援センター（☎ 6405）

【※全体共通事項】

■社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、非常勤職員公務災害補償など

■その他 通勤手当あり

■申し込み方法 申込先に備え付けの履歴書に必要な事項を記入し、申し込む

※履歴書は市ホームページからダウンロード可

※一般事務補助の申し込みは郵送でも受け付け

※保育士、看護師、栄養士、調理師は資格証明書などの写しを添付